

# ブラジル投資環境

みずほ銀行

国際戦略情報部

2024年12月

ともに挑む。ともに実る。



## I. ブラジル基礎情報

1. 中南米主要国経済指標
2. ブラジル概況
3. GDP推移・産業構造
4. 消費者物価指数・金利・為替動向
5. 経常収支・貿易収支
6. 貿易概況①輸出
7. 貿易概況②輸入
8. 貿易概況③対日本
9. 対外債務・格付
10. 気候変動対策
11. 日系企業の進出・投資動向と内訳
12. ブラジルへの投資の魅力と課題
13. ブラジルの治安事情

## II. 各種規制・税制・労務

1. 外資規制概要
2. 税務 - ブラジル税制概要①
3. 税務 - ブラジル税制概要②
4. 利益還元・金融取引税
5. 労務

## III. 拠点設立

1. 進出形態比較
2. 会社設立（有限会社）の設立手続き
3. 投資奨励業種・制度①
4. 投資奨励業種・制度②

## IV. ブラジルみずほ銀行のご案内

1. ブラジルみずほ銀行（Banco Mizuho do Brasil S.A.）の概要
2. ブラジルみずほ銀行の沿革
3. ブラジルみずほ銀行の営業体制

# 1. ブラジル基礎情報

## 【1-1】中南米主要国経済指標

国・地域名	ブラジル	メキシコ	アルゼンチン	コロンビア	チリ	ペルー
人口(百万人)	211.7	131.1	46.7	52.2	20.0	33.7
名目GDP(億米ドル)	21,737	17,888	6,455	3,636	3,356	2,669
実質GDP成長率(前年比)	2.9	3.2	▲1.6	0.6	0.2	▲0.6
一人あたりGDP(米ドル)	10,268	13,641	13,823	6,963	16,815	7,913
2024年GDP成長率見込み	3.0	1.5	▲3.5	1.6	2.5	3.0
信用格付(S&P) as of Sep 2024	BB	BBB	CCC	BB+	A	BBB
国・地域名	エクアドル	ウルグアイ	ボリビア	パラグアイ	米国	日本
人口(百万人)	17.8	3.6	12.1	7.6	335.1	124.5
名目GDP(億米ドル)	1,188	772	455	430	277,207	42,198
実質GDP成長率(前年比)	2.4	0.4	3.1	4.7	2.9	1.7
一人あたりGDP(米ドル)	6,664	21,657	3,748	5,686	82,715	33,899
2024年GDP成長率見込み	0.3	3.2	1.6	3.8	2.8	0.3
信用格付(S&P) as of Sep 2024	B-	BBB+	CCC+	BB+	AA+	A+

(出所) IMF - World Economic Outlook Database October 2024 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

※数値は2023年ベース/2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

S&P格付定義：A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。

※S&P信用格付については2024年9月30日時点

## 【1-2】 ブラジル概況

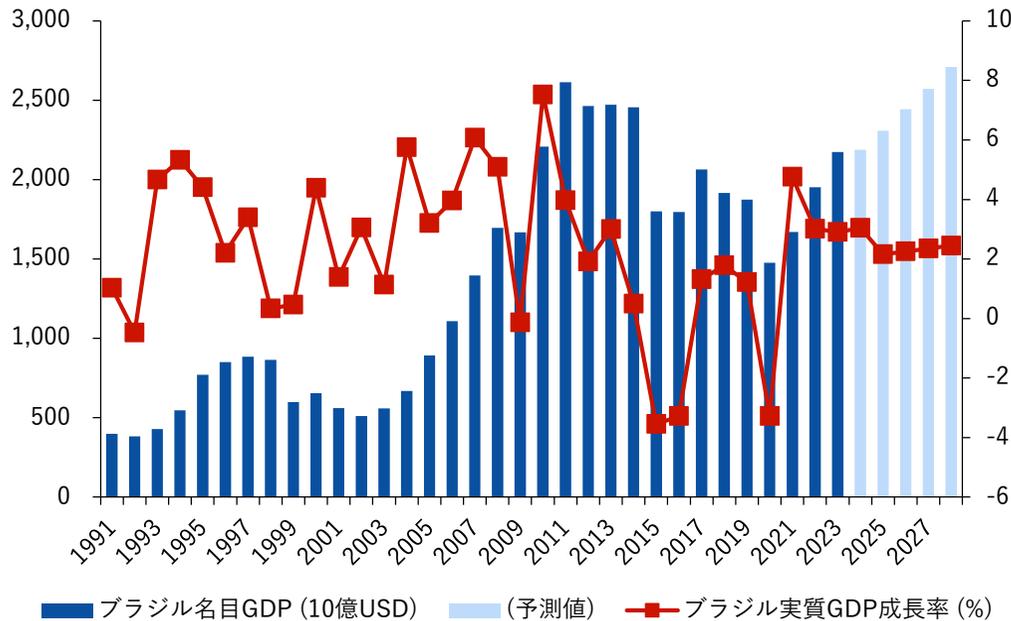


(出所) IMF、外務省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

基礎データ	
名称	ブラジル連邦共和国 (Federative Republic of Brazil)
面積／人口	851.2万km <sup>2</sup> (日本の約22.5倍、世界5位) ／2億1,170万人 (2023年、IMF)
民族／言語	欧州系 (47.7%)、混血 (43.1%)、アフリカ系 (7.6%)、その他 (1.6%) ／ポルトガル語
政治形態	連邦共和制 (26州+1連邦区)
現政権	ルイス・イナシオ・ルラ・ダ・シルヴァ大統領 (2023年1月1日就任。任期4年) 議会：二院制 (上院81議席、下院513議席)
宗教	カトリック (65%)、プロテスタント (22%)、その他 (13%)
GDP	名目：2兆1,737億米ドル (2023年、IMF) 一人あたりGDP：10,268米ドル (2023年、IMF) 実質GDP成長率：2.9% (2023年、IMF)
為替レート／1米ドル	直近レート=6.02ブラジルリアル (2024年11月末)
格付け	S&P：BB (2023年12月～) Moody's：Ba1 (2024年10月～)
日本との関係	時差：▲12時間 (サンパウロ、リオデジャネイロ等) 在留邦人数：4万6,902人 (2023年10月)

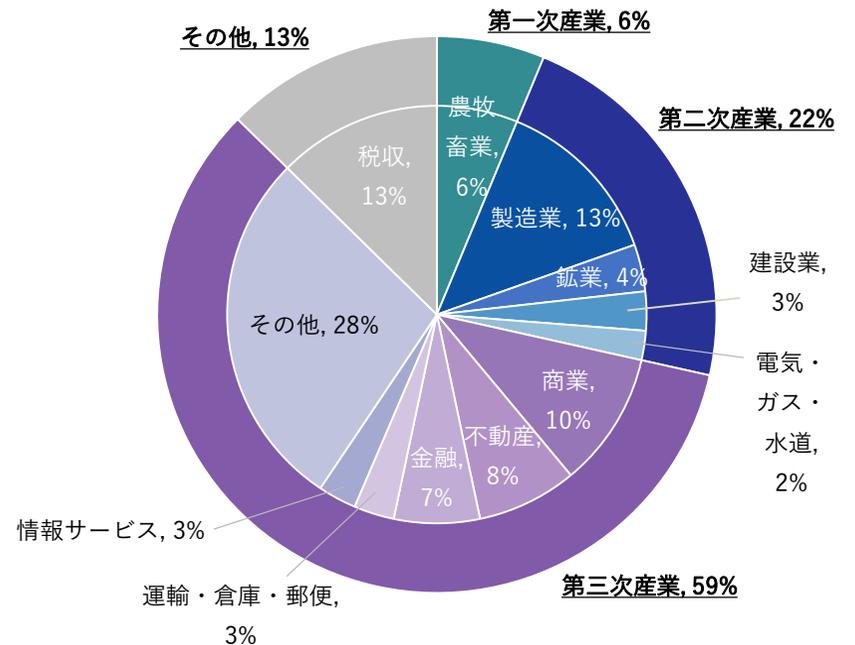
- ブラジルの2023年の名目GDPは、約2兆1,737億米ドルであり中南米第1位
- 2023年の実質GDP成長率は、前年比+2.9%と前年の+3.0%からほぼ横ばいの成長。雇用の回復や政府の経済対策に支えられ民間消費が成長をけん引
- 産業構造は、商業など第三次産業が59%と高いウェイトを占める。また、自動車や航空宇宙、エレクトロニクス分野中心とした製造業の割合は、2013年以降10%前後で安定推移
  - ブラジルは、サトウキビ・大豆・牛肉・鶏肉などの農畜産物や石油・鉄鉱石などの鉱物資源における世界有数の生産・輸出国。その反面、干ばつなどの異常気象やコモディティ価格の下落が経済に与える影響が大きい点はリスク要因の一つ

名目GDP推移



(出所) IMFより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

産業部門別名目GDP構成比 (2023年)



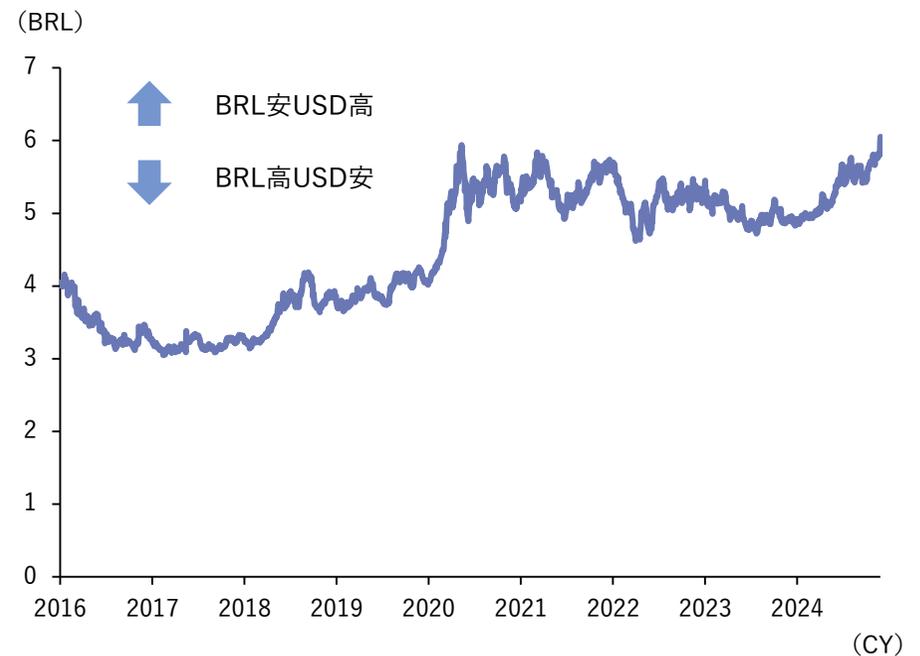
(出所) ブラジル地理統計院 (IBGE) より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 消費者物価指数（CPI）：サプライチェーンの混乱、エネルギー価格の高騰などを背景に2020年半ばから急上昇し、2022年4月には12.1%を記録。その後、政府の金融引き締めにより2023年6月には3.1%まで低下したが、2024年11月時点では中銀のインフレ目標レンジ（1.5%～4.5%）をわずかに上回っている状況
- 政策金利：ブラジル中銀は、インフレの加速を受けて2021年3月から12回利上げを実施。2023年8月以降は利下げに転じたものの、2024年11月時点の政策金利は11.25%と2会合連続で金利の引き上げを実施
- 為替：ブラジルレアルの対ドル相場は、資源価格やブラジルの財政・金融政策の見通しの影響を受けて変動。政府が公表した支出削減計画が市場の期待より小さく、財政赤字膨張への懸念から2024年11月末に過去最安値に下落

消費者物価指数（CPI）、政策金利上昇率推移



為替レート推移（ブラジルレアル/米ドル）



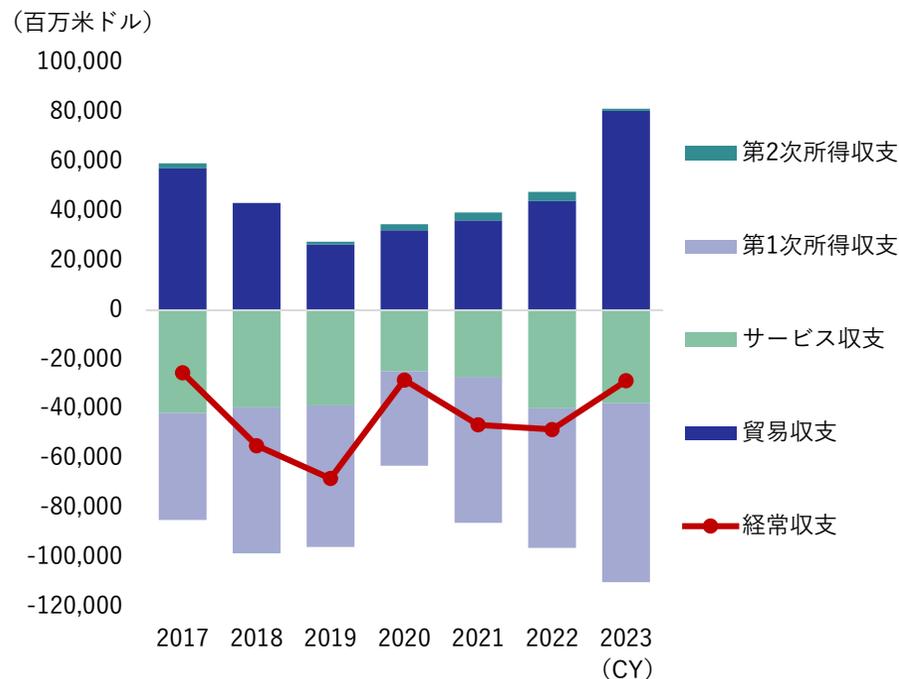
(出所) ブラジル中銀より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) ブラジル中銀より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【1-5】経常収支・貿易収支

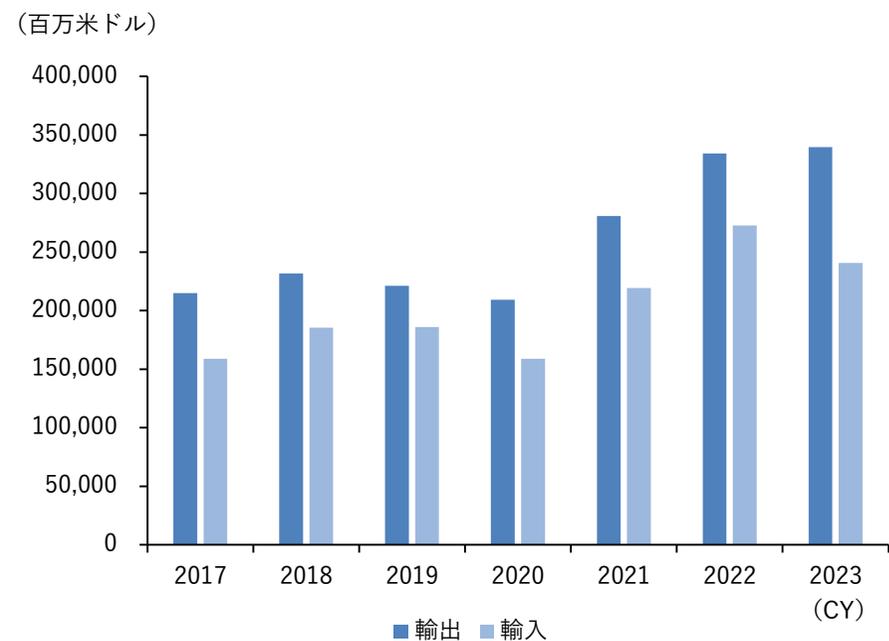
- 経常収支は、2008年以降赤字が継続。サービス収支・第1次所得収支の赤字を貿易収支の黒字で賄っていない構造。金融、通信業などで外資企業のプレゼンスが大きく、配当・利子支払いによる資金流出が一因
  - 2023年は輸出増加に伴う貿易収支改善により、経常赤字が縮小
- ブラジルは、農産物や鉱物資源の輸出国であり、貿易収支は2014年以降黒字を計上。2023年はブラジルのコモディティ輸出量が大きく増加したことにより、過去最高の輸出額を記録
  - ルラ大統領は、関税同盟メルコスール（南米南部共同市場）加盟国とともにEUやカナダ、韓国などとの自由貿易協定（FTA）交渉を積極的に進めている

### 経常収支推移



(出所) ブラジル中銀より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

### 貿易収支推移

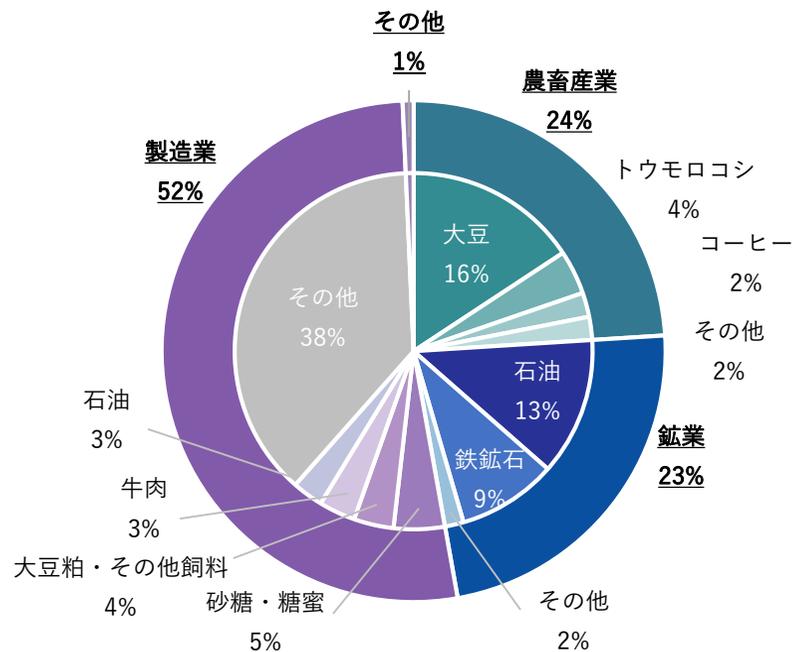


(出所) ブラジル中銀より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

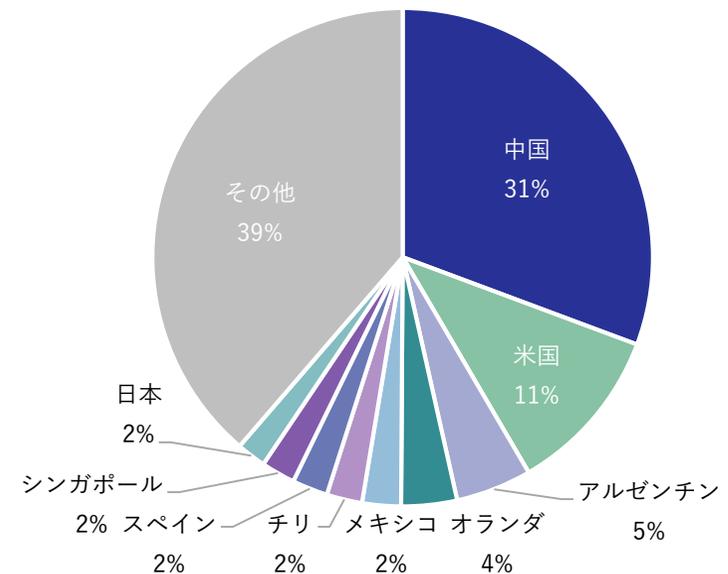
## 【1-6】貿易概況①輸出

- 品目別の輸出構成：大豆（16%）、石油（13%）、鉄鋼石（9%）といった一次産品が主要品目
  - 2023年は、輸入国の需要増加により穀物、金属、エネルギーなどのコモディティ輸出货量が増加。大豆が前年比金額ベースで14.4%、鉄鋼石が5.8%増加し、石油は0.1%と横ばいで推移
- 国別輸出相手国：中国が構成比31%と最大の貿易相手国であり、米国（11%）、アルゼンチン（5%）の順
  - 中国依存度の高さから、ブラジルの輸出動向は中国の経済情勢に大きく影響を受けるリスクあり

輸出構造（2023年）



輸出相手国（2023年）



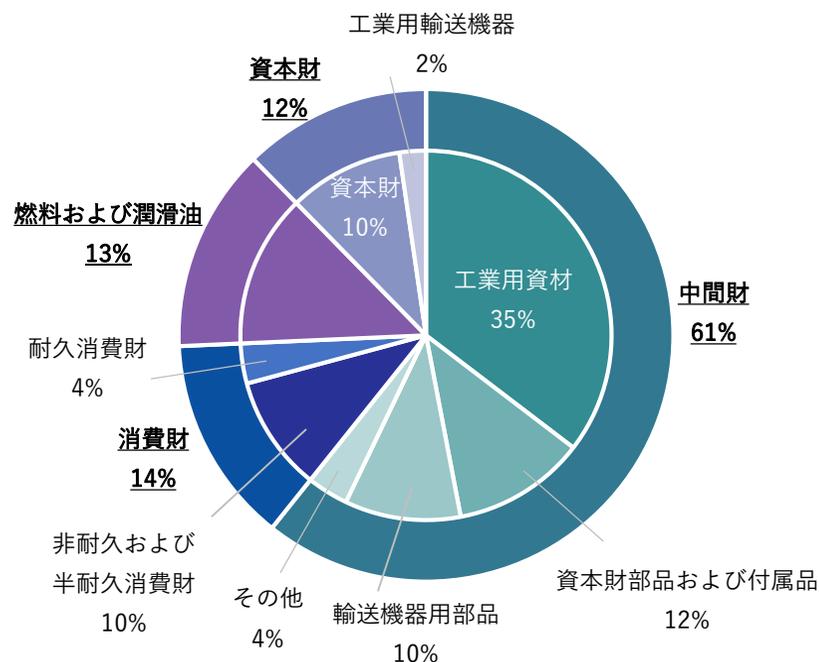
(出所) ブラジル開発商工サービス省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) ブラジル開発商工サービス省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

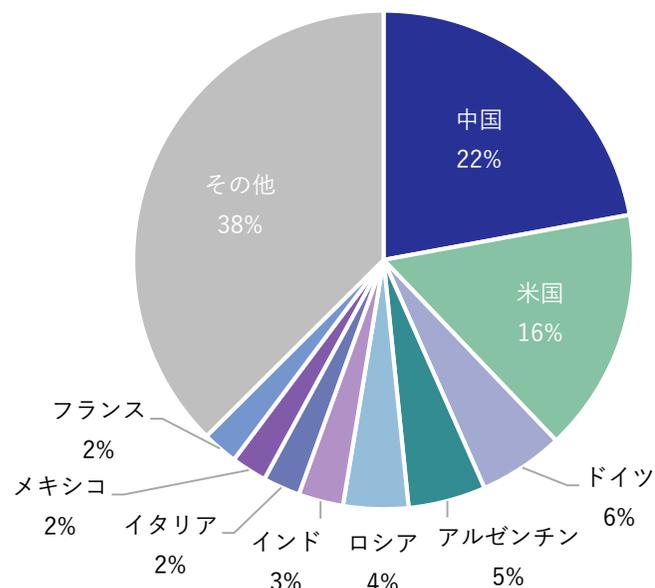
## 【1-7】貿易概況②輸入

- 品目別の輸入構成：工業用資材や資本財部品といった中間財の輸入が全体の61%と大宗を占める
  - 2023年は、消費財、資本財が前年に比べて増加し、燃料および潤滑油や中間財が減少。中間財を多く輸入する国内製造業の落ち込みが要因
- 国別輸入相手国：輸出同様、第1位～第2位は中国（22%）、米国（16%）であり、ドイツ（6%）と続く

輸入構造（2023年）



輸入相手国（2023年）



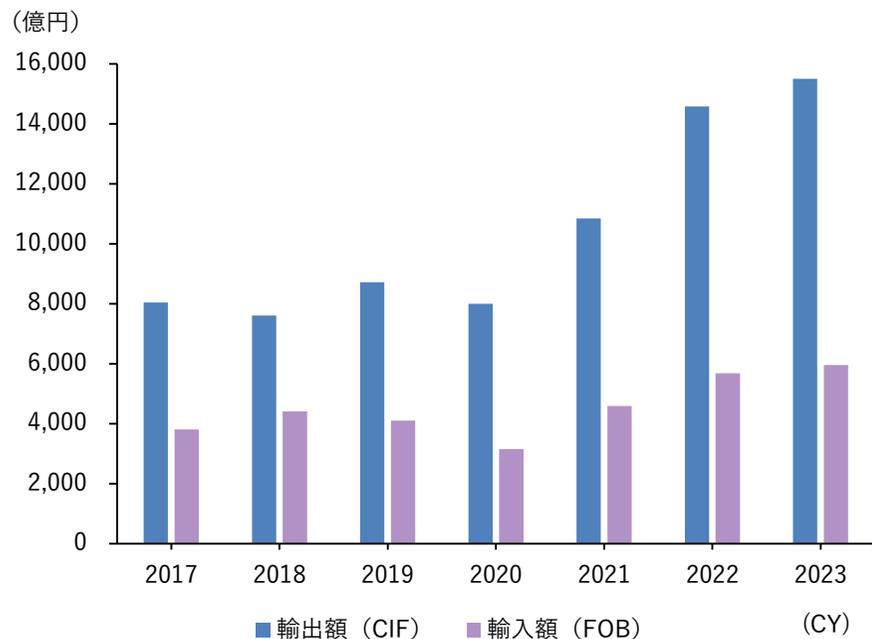
（出所）ブラジル開発商工サービス省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

（出所）ブラジル開発商工サービス省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

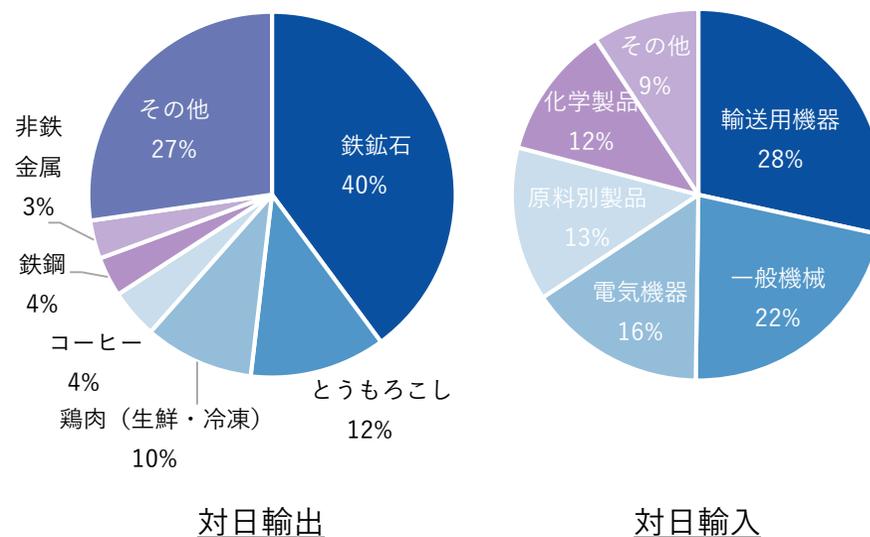
## 【1-8】貿易概況③対日本

- ブラジルの対日貿易収支は、ブラジル側の黒字が継続
- 2023年の輸出額は前年比+20%、輸入額は+3%と、4年連続でパンデミック前の金額を上回る
  - 対日輸出品目：鉄鉱石（40%）、とうもろこし（12%）、鶏肉（10%）などが大宗
  - 対日輸入品目：自動車および自動車部品などの輸送用機器（28%）、一般機械（22%）、電気機器（16%）の順に多い
- 2023年におけるブラジルの全貿易額に占める日本のシェアは、輸出で1.9%、輸入では2.1%

### 対日輸出入額推移



### 対日輸出入構造 (2023年)



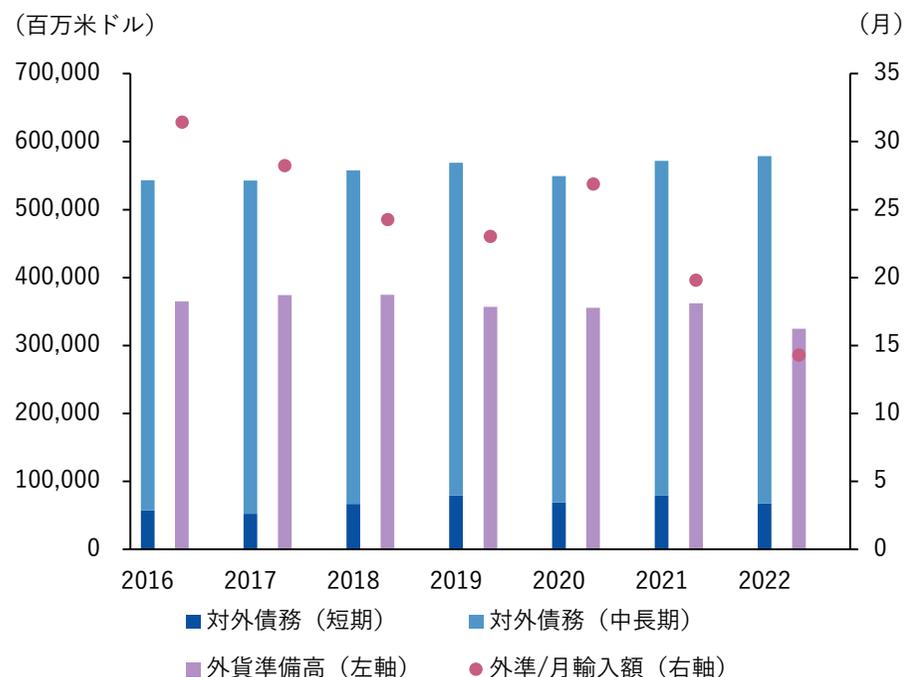
(出所) 日本国財務省貿易統計局より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) 日本国財務省貿易統計局より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【1-9】 対外債務・格付

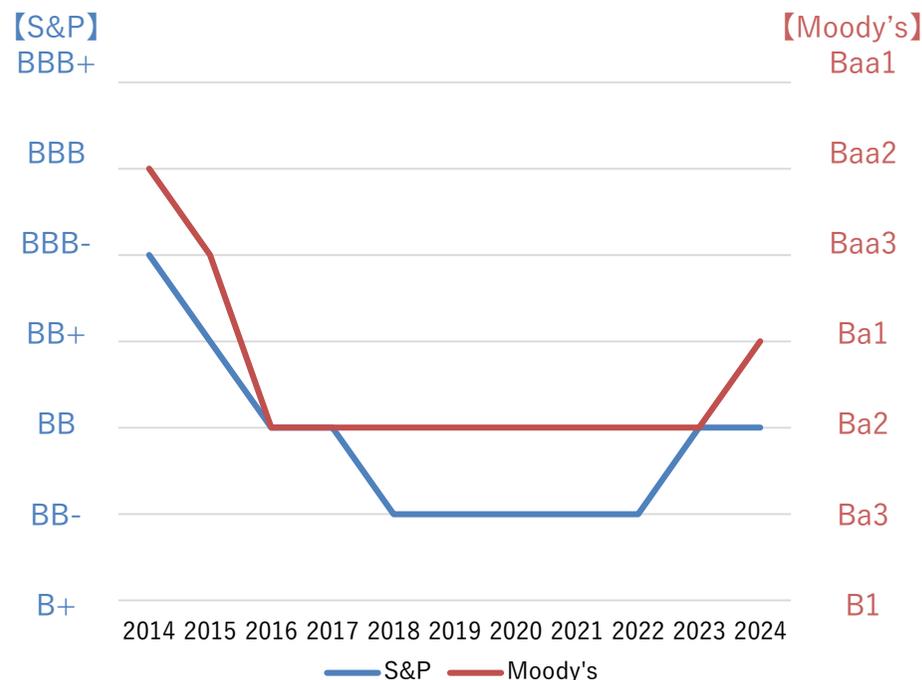
- ブラジルは2000年代以降、財政・経常収支が悪化傾向にあるが、潤沢な外貨準備高を保有しており、通貨安による対外債務のデフォルトリスクは限定的
  - 外貨準備の適正水準は一般的に、①外貨準備高／月間輸入額の3ヵ月分、②1年以内に満期を迎える短期対外債務残高の100%以上と言われているが、ブラジルは①14.3ヵ月、②479.1%と適正水準を上回っている
- 政府債務の増加や財政再建の遅れから2013年以降、ブラジルの格付けは下落基調。一方で、2024年10月にMoody'sは税制簡素化の議論の進展を評価し、格付け見通しを「Ba2」から「Ba1」に引き上げた

### 対外債務残高と外貨準備高推移



(出所) ブラジル中銀より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

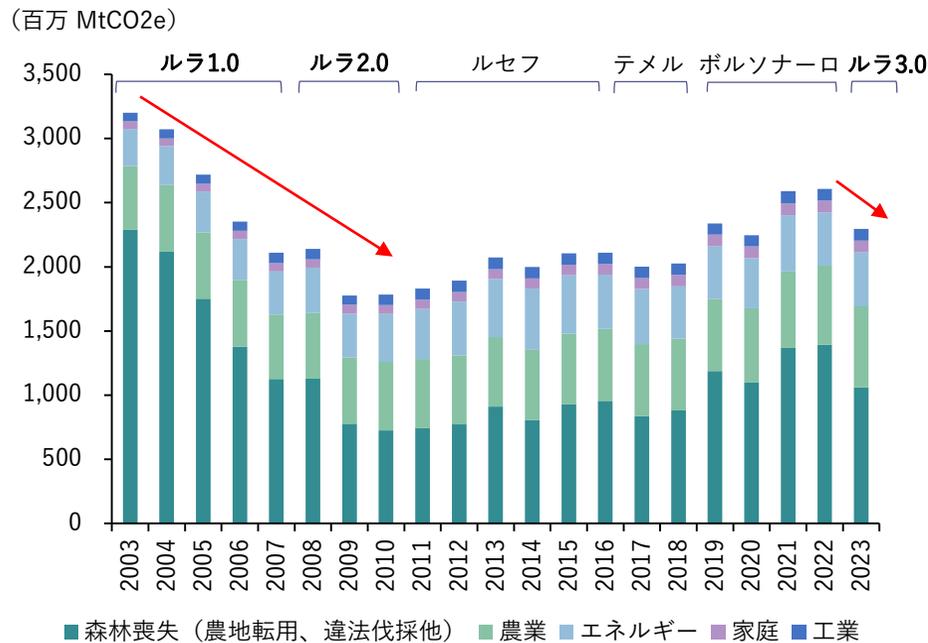
### 外貨建て長期格付け推移



(出所) S&P、Moody'sより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 気候変動対策に積極的なルラ氏が過去政権を担っていた期間（2003年～2011年）は、温室効果ガス（GHG）排出量が減少傾向。2023年にルラ氏は3期目の大統領就任を果たしたため、今後排出量の削減が期待される
- 広大なアマゾンの熱帯雨林を有しているブラジルでは、農地転用や違法伐採などによる森林喪失がGHGの最大の排出要因。ルラ大統領は、違法伐採の取締まりや再植林、森林管理などを推進し、2030年違法な森林破壊の撲滅を発表

部門別GHG排出量の推移



(注) MtCO2e: Million Tonnes of CO2 equivalents  
 (出所) GHG測定システム (SEEG) より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

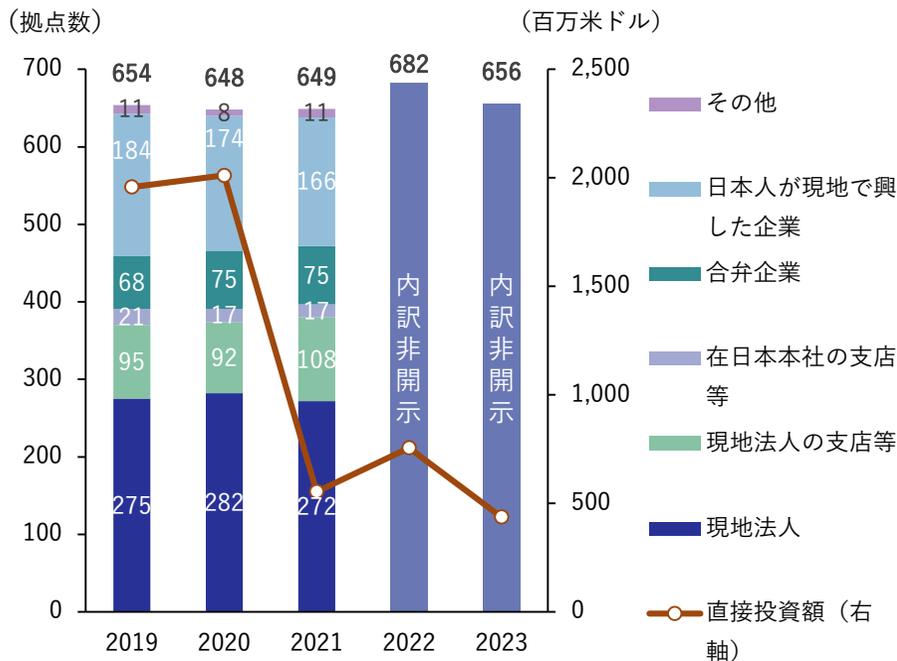
ブラジル政府による環境・気候変動対策

分野	主な気候変動対策
森林保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>アマゾン基金：法定アマゾンの保護を目的に2023年に設立</li> <li>アマゾン地域の森林減少の防止・管理のための行動計画 (PPCDAM：第5次)：違法伐採に対する取り組みを強化</li> </ul>
農業	ABC+計画：農業省が低炭素型農業を推進するために発表。牧草地の回復や植林、家畜の排せつ物の適切な処理等の技術を導入する農家に対し、好条件の融資を実行
輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家バイオ燃料政策 (RenovaBio)：バイオエタノールやバイオディーゼルなどの生産比率拡大によりGHG排出量削減をめざす (ブラジルは、サトウキビ由来バイオエタノール燃料の活用でモビリティの脱炭素化を図っている)</li> <li>新自動車産業政策 (MOVER)：燃費効率・CO2排出量などの義務的要求を設定し、クリアした車の工業製品税 (IPI) を減税</li> </ul>
エネルギー	国家エネルギー転換計画(PNTE 2050)：電源構成において7割弱を占める水力発電への依存度を低減すべく、風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーを拡充する方針
その他	政府は、気候変動に関する省庁間委員会(CIM)を設置 (役割は計画、政策策定、実施、監督など)

(注) ブラジル政府は、アマゾンとその周辺のセラード (熱帯草原) 部分を含めた地域を「法定アマゾン」と定めている  
 (出所) JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

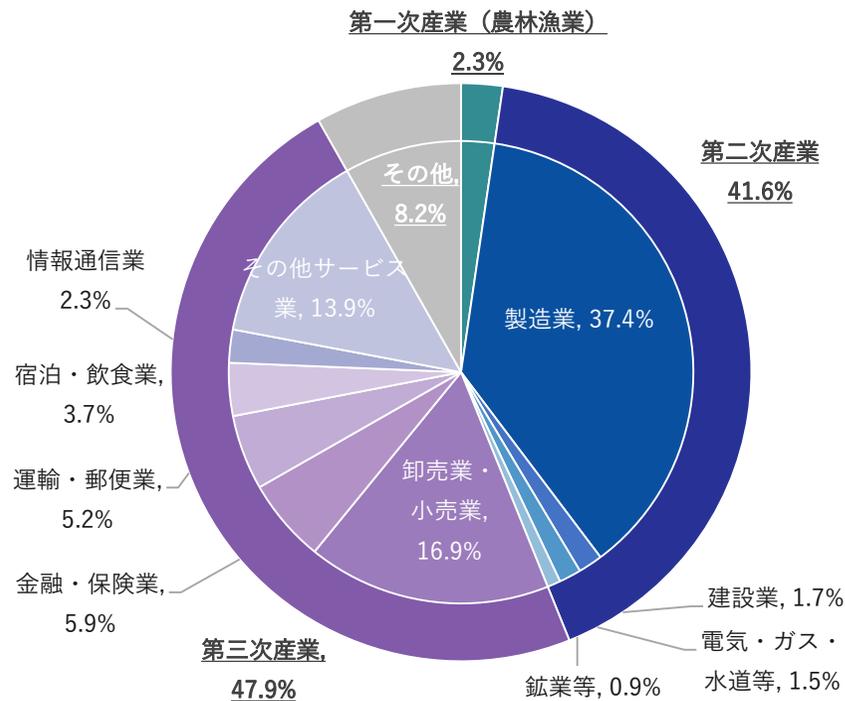
- 日系企業の拠点数は650～680拠点前後で推移。日本からの直接投資額は、トヨタや日産など自動車産業が中心
  - 新政権による政策転換に対する警戒感や物価と金利の不安定な値動きなどの複合的な要因が作用し、2023年の拠点数は前年対比▲26拠点、直接投資額は前年対比▲42%となった
- 進出日系企業の業種内訳は、重厚長大産業の企業や自動車関連企業を中心に製造業の割合が高い。また、2億人の消費市場を背景に各種サービス業者も一定程度進出

日系企業の拠点数、日本からの直接投資額（フロー）の推移



FDI額 (百万USD)	1,958	2,011	554	756	437
--------------	-------	-------	-----	-----	-----

進出日系企業の業種内訳（拠点ベース：2021年）



(出所) 外務省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) JETRO、外務省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

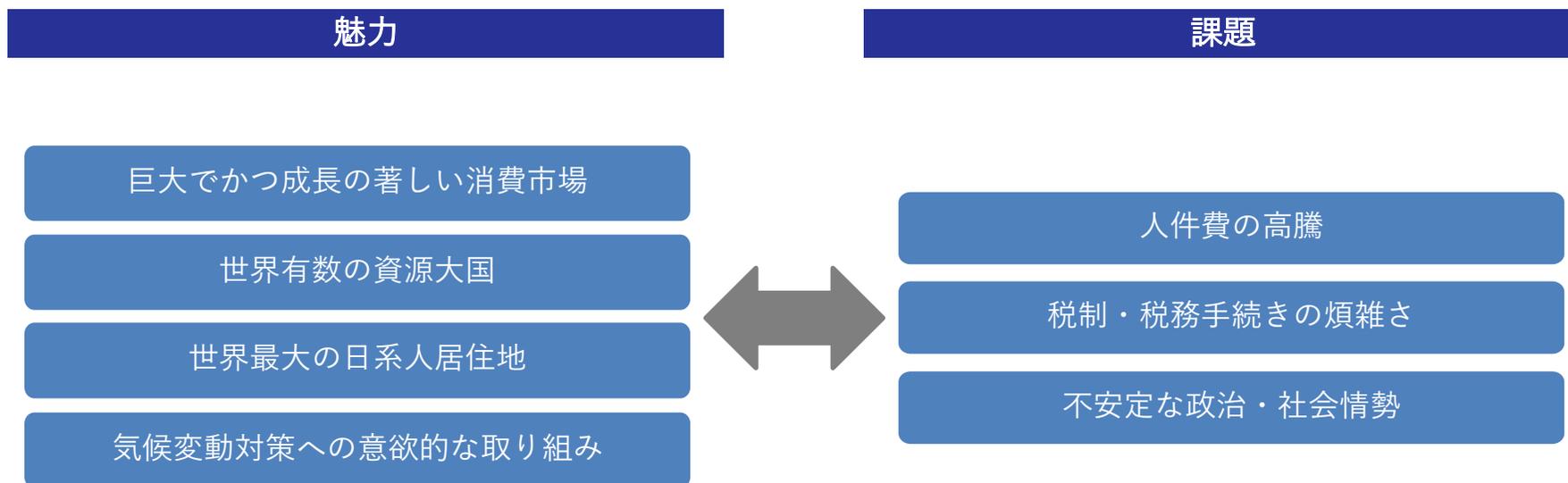
## 【ご参考】 足元の日系企業のブラジル投資事例（2021年～2023年）

業種	企業名	時期	投資額 (BRL)	概要
IT	ソフトバンク	2021年2月	450M	ブラジルの映像授業サービスを提供するスタートアップのDescomplica社に出資
サービス	ソニーミュージック	2021年4月	1,438M	現地の音楽レーベルであるSom Livre社を買収
IT	ソフトバンク	2021年6月	980M	仮想通貨取引所市場の運営を手掛けるMercado Bitcoin社に出資
自動車関連	ブリヂストン	2021年6月	700M	バイーア州カサマリ工場への投資により、タイヤ生産工場の近代化を行い400の雇用機会を創出する 持続可能な製品や電気自動車やハイブリッド車向けのタイヤ生産にも注力
自動車関連	住友ゴム	2021年7月	1,064M	乗用車、軽トラック、トラック、バス用タイヤの生産能力を増強する投資を発表
医療機器	オムロン	2021年10月	n.a.	心電図解析プラットフォームを提供するMicromed Biotecnologia社の株式30%を取得
商社	三井物産	2022年1月	n.a.	電力トレーディング事業を展開するStima Energia社の株式36%を取得
エネルギー	三井物産	2022年1月	n.a.	ブラジルで電力トレーディング事業を展開するStima Energiaへの出資(36%)を発表
自動車関連	トヨタ自動車	2022年3月	50M	カローラ（セダン）を製造しているインダイアツーバ（SP）工場への投資を発表
自動車関連	日産自動車	2022年4月	1,300M	2022～2025年にかけてリオ・デ・ジャネイロ州のヘゼンジ工場への投資を発表
建設	品川リフラクトリーズ	2022年5月	351M	鉄鋼業界向けの耐火物事業を行うCompagnie de Saint-Gobain社の事業を取得
商社	住友商事	2022年7月	n.a.	地元の肥料メーカーであるNativa社を買収
自動車関連	ブリヂストン	2022年9月	270M	バイーア州のカマサリ工場への投資を発表
商社	三井物産	2022年9月	n.a.	ブラジルのアニマルヘルス企業Ouro Fino Saúde Animal社の株式29.44%取得に合意
資源・鉱物	JX金属	2022年12月	n.a.	ブラジルのMibra鉱山でタンタル原料生産事業に参画することを発表
自動車関連	トヨタ自動車	2023年4月	1,800M	バイオエタノールを燃料に走行できるフレックス燃料ハイブリッド車（HV）の小型車の生産設備に投資
金融業	クレディセゾン	2023年4月	246M	現地ノンバンク企業を通じた現地の個人・中小企業向けレンディング事業を開始
自動車関連	日産自動車	2023年11月	2,800M	新型SUV（多目的スポーツ車）2車種のほか、新型ターボエンジンを生産するために設備投資
食品	日清食品	2023年12月	1,000M	ブラジルのインスタント食品の新工場を建設すると発表

（出所）各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【1-12】 ブラジルへの投資の魅力と課題

- ブラジルは中南米一の人口と経済規模、豊富な天然資源や農牧畜産品等の高いポテンシャルを持つ一方、事業環境という点では、税金・金利負担、労務コストなどにおける「ブラジルコスト」が存在する
- JETROの調査結果によると、多くの在ブラジル日系企業が投資環境面において悪化した点として「人件費の高騰」や「税制・税務手続きの煩雑さ」を挙げている

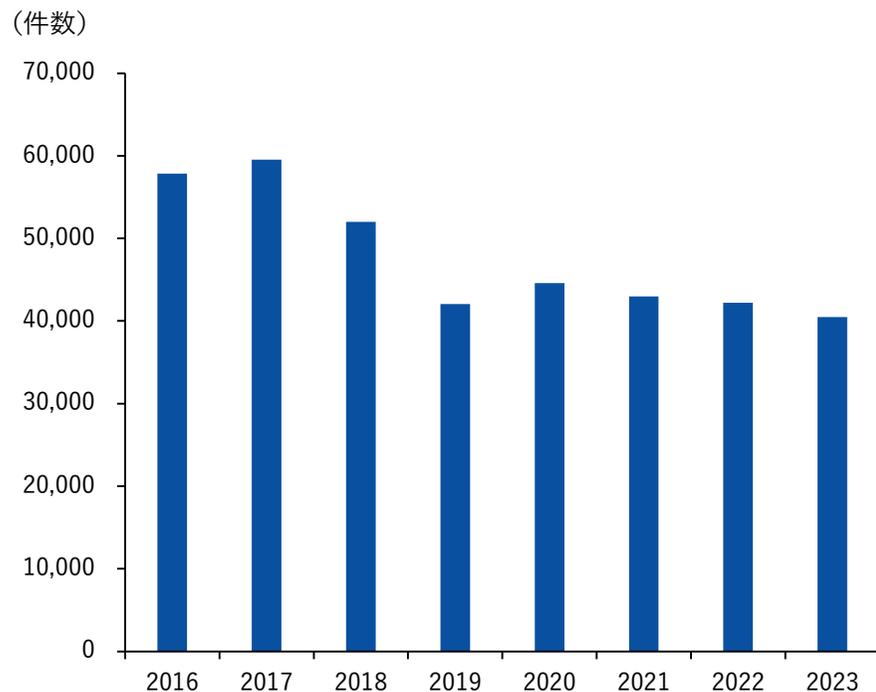


(出所) JETRO「2023年度 海外進出日系企業実態(中南米編)」より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【1-13】ブラジルの治安事情

- 2017年以降、ブラジル国内における殺人件数は減少傾向にあるものの、世界の中では依然として犯罪発生率が高水準にあり、引き続き治安の維持強化は政府の課題の一つ
- 多くの日系企業が進出するサンパウロ州では、窃盗が約58万件、強盗が約23万件と多発している状況。ブラジルの人口10万人あたりの強盗発生件数は596件で、日本の約542倍のため、引き続き十分な注意が必要

### ブラジル全体における殺人件数



### サンパウロ州における犯罪遭遇件数 (2023年)

罪種	件数 (千件)
窃盗	576
強盗	228
傷害	147
強姦	15
殺人未遂	4
殺人	3

(出所) 各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) 在サンパウロ日本国総領事館より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## II. 各種規制・税制・労務

外資規制

<p>規制業種</p>	<p>下記、特定の規制業種を除き、無条件で100%までの外資参加が可能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外資参入が原則禁止されている業種 公共医療福祉事業、核エネルギー開発関連事業、郵便・電報事業、航空宇宙産業</li> <li>2. 外資に対する規制業種 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱物・水資源の開発および調査事業（事前認可の取得が必要。ブラジルの法令に従い会社を設立し、ブラジル国内に本社を設立する必要あり）</li> <li>・ テレビ、ラジオ、新聞、雑誌（議決権付き株式の70%以上を、ブラジル人、ブラジルへ帰化後10年を超える者、あるいはブラジル法人が保有する必要あり）</li> <li>・ 金融機関（また、本社が外国にある銀行がブラジル国内に支店を開設する場合、およびブラジル国外に居住する個人または法人がブラジル国内の銀行に対する出資比率を引き上げる場合にも、事前認可が必要）</li> <li>・ その他、軍需産業や沿海輸送サービスなど</li> </ul> </li> </ol>
<p>土地所有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブラジル国内に居住する外国人や外国企業がブラジル国内に設立した企業であれば、一定の制限があるものの、土地・不動産の取得・所有が可能。外国に居住する個人や企業は、ブラジル国内の土地所有は禁止されている</li> <li>・ 外国企業がブラジル国内に設立した企業あるいは外資比率が過半数を占めるブラジル企業が、100MEI（土地面積の基準単位）以下の土地を取得する場合、国立植民農地改革院の承認が必要。100MEIを超える場合、国会での承認が必要</li> <li>・ MEIの1単位あたりの面積は自治体により5~100ヘクタール（ha）と異なる</li> </ul>
<p>資本金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低資本金に関する法律上の規制はない。一方で、外国企業がブラジルに設立した現地法人に駐在役員を置く場合、一時滞在ビザを取得するために、ビザ1人分につき60万リアル相当額以上の投資証明書（ブラジル中央銀行に外国投資登録した証明書）が必要。なお、投資後2年以内に10人以上のブラジル人従業員の雇用計画がある場合は、15万リアル相当額以上の投資で駐在役員1人分のビザが申請可能</li> <li>・ 役員以外の駐在員のビザ取得については、資本金の規制はない</li> <li>・ 債務超過でない場合や、税務や労働債務リスク等を明らかに上回る資産を所有している場合には、ブラジルに投資された外国資本を本国へ送還することが認められる</li> <li>・ 親会社からの借入金、いわゆる親子ローンから資本金への振替え（デット・エクイティ・スワップ）が可能</li> </ul>

（出所）JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【II-2】 税務 - ブラジル税制概要①

- 税金は、大きく分けて「連邦税」、「州税」、「市税」に区分され、その他に社会負担金が税金に準ずるものとして扱われる。下表は、法人に関する代表的な税金
- 2023年12月に複雑なブラジルの税制を簡素化する税制改正が公布。5種類の間接税が2つの付加価値税に集約されるため、企業の業務負担軽減が期待されている（新税制は2026年に導入され、2033年までに段階的に移行）

連邦税	
法人所得税 (IRPJ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>月額2万リアル（年間24万リアル）以下：15%、超過部分：10%追加課税</li> <li>なお、IRPJのほか、法人利益に対し9%の社会負担金（CSLL）の支払いも必要となるため、実質的な法人税率は34%となる</li> </ul>
工業製品税 (IPI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入工業製品の通関、製造施設とみなされる場所からの工業製品の搬出に対し課税</li> <li>税率はほとんどの場合が0%～20%である。輸出品は免除される</li> <li>政策的な観点から、税率は頻繁に見直される</li> </ul>
輸入税 (II)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入品のCIF価格に対して課税。品目・輸入元・量により課税率が0%～35%と異なり、平均税率は14%前後とされる</li> </ul>
輸出税(IE)	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常は非課税。特定の製品が国内において供給不足等になった時などに輸出を抑えることを目的に課税される（課税対象品目は市場の状況により流動的に決められる。税率は30%）</li> </ul>
農地所有税 (ITR)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村部にある不動産の所有者に対して課税。税率は0.03～20%で、土地面積、有効利用率により異なる</li> </ul>

州税	
商品流通サービス税 (ICMS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者・商業者・農産物生産者による製品・生産物の流通に対し課税される</li> <li>同一州内での輸入取引に対する税率は17～21%、異なる州間での取引では、7～12%（州によって異なる）</li> </ul>
自動車保有税 (IPVA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車保有者に対して課税。車種・排気量・州により課税額が異なる（サンパウロ州の場合、バスおよびバイクは2%、トラックは1.5%、その他の自動車は4%）</li> </ul>
相続・無償譲渡税 (ITCMD)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続・贈与といった資産や権利の無償譲渡の際に課税。税率は州により異なる（サンパウロ州の税率は4%）</li> </ul>
市税	
都市不動産所有税 (IPTU)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部の不動産の時価に対し課税（サンパウロ市の場合、居住用建物に対する税率は1%、非居住用建物は1.5%）</li> </ul>
不動産譲渡税 (ITBI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産およびその権利が有償で譲渡される際に評価額に対して課税（サンパウロ市の税率は3%）</li> </ul>
サービス税 (ISS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>役務提供を行う法人・個人の受取対価に対し課税。サービス種類などにより2～5%と、税率は異なる</li> </ul>

（出所）JETRO、各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

（出所）JETRO、各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【II - 3】 税務 - ブラジル税制概要②

- 社会負担金は、国民の健康や年金および弱者救済を目的として、雇用主、労働者、財やサービスの輸入者などから徴収される
- 負担額は法人の売上高や利益、給与に対して算定される。連邦税務局が徴収し、税金に準じたものとして扱われる

社会負担金	
法人利益に対する社会負担金 (CSLL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会保険の財源として、国内に住所を有するすべての法人と法人格扱いを受ける者に負担義務がある</li> <li>• 一般法人の負担率は、税引前利益に対し9%</li> </ul>
社会保険融資負担金 (COFINS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会保障や医療、福祉の財源に充てられる</li> <li>• すべてのサービス・商品の総売上高に対し課税され、法人税の納付形式が累積課税方式の場合は3%、非累積課税方式では7.6%</li> </ul>
社会統合基金 (PIS) 公務員厚生年金 (PASEP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 失業保険や金銭的援助の財源に充てられる</li> <li>• 総売上高に対し課税され、累積課税方式では0.65%、非累積課税方式では1.65%</li> </ul>
特別財源負担金 (CIDE)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ①国産技術開発促進負担金と②燃料特別財源負担金の2種類がある</li> <li>• ①は海外へのロイヤルティー支払い等、海外居住者からの技術移転、技術援助等に対して課税され、税率は10%</li> <li>• ②はエタノールを含む石油・ガス関連製品の輸入・国内販売に対して課される（負担額は燃料種類ごとに異なる）</li> </ul>

その他	
国立社会保障院への負担金 (INSS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会保障サービスに係る徴収システム</li> <li>• 雇用主は他にも国務教育負担金等の支払い義務を負い、業種等により異なるものの、負担額は合計で支払い給与額に対し約29%となる</li> </ul>
勤続年数保障基金 (FGTS)	各従業員の前払給与額に対する雇用主に課され、負担率は8%

(出所) JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

利益還元・金融取引税

<p>配当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常配当と利子配当の2つの方法がある</li> <li>• 通常配当に係る、源泉徴収税は非課税（0%）、利子配当は15%（日伯租税条約により、日本向けは12.5%）となる</li> </ul>
<p>利子</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 租税条約がない場合の源泉所得税率は15%。日本への送金の場合、条約により12.5%</li> </ul>
<p>ロイヤルティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国立産業財産権院（INPI）へ契約書を登録することにより、下記3点の効果が発生             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 第三者に対する対抗力</li> <li>- ロイヤルティの国外送金</li> <li>- 支払ロイヤルティの損金算入</li> </ul> </li> <li>• 国外送金については、源泉所得税の納税証明と当事者間の契約書によって送金が可能（当事者間の合意に基づいた金額を送金できる）</li> <li>• 課税控除を受けるためにはINPIおよびブラジル中央銀行への登録が必要</li> <li>• 技術提供契約の期間は5年が上限だが、正当な理由があれば5年間の延長申請が可能（許可される保証はない）</li> <li>• 源泉徴収税：商標権の使用料25%、映画フィルム、ラジオ・テレビ放送用フィルム・テープの著作権の使用料15%、その他の使用料12.5%</li> </ul>
<p>金融取引税 (IOF)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オフショアからの外貨借入（親子ローンを含む）および配当金の送金に対しては非課税</li> <li>• オンショアローンの場合は、日歩0.0041%（最大1年分）+0.38%=1.88%（最大）</li> <li>• 資本金は、レアル転時に元本に対し0.38%</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ブラジルレアルの国外保有は不可であり、ブラジル国内でのドル等の外貨口座保有も原則不可</li> <li>• 外貨取引は中央銀行への申請・登録要</li> </ul>

(注) 利子配当とは、通常配当のほか、投下資本に対する株主への分配を長期にわたる利子として株主還元するブラジル特有の配当方法（出所）JETRO、各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 労働法では、労働者に不利となる条件は、たとえ雇用者と労働者が合意したものであっても無効になるなど、労働者保護を重視
- 賃金の減額については労組間の合意がある場合を除き、憲法上禁止されている

## 労務

### 外国人 就業規制

- 外国人がブラジル国内で報酬を得る活動をするには、就労を許可したビザか居住許可が必要
- 観光や商談などを目的に短期間訪問する場合には「訪問ビザ」、駐在等で赴任する場合には「一時滞在ビザ」の取得が必要。日本国籍所有者の場合は、訪問ビザの取得が免除されており、ビザなしで90日以内の滞在が可能（滞在合計日数は過去1年間に180日を超えることはできない）
- 各ビザの滞在、居住可能期間は以下の通り
  - 訪問ビザ：入国日から数えて最大90日間。連邦警察で手続きを行えば、最大90日間の延長が可能。
  - 一時滞在ビザ：滞在目的に応じ最大2年間。さらに同期間の延長あるいは無期限の居住許可への切り替えが可能。企業の役員としてブラジルに居住する場合には無期限の居住許可が認められる

### 雇用義務

- 役員を除いた従業員数ベースおよび支払給与額ベースで、全体の3分の2以上がブラジル人労働者でなければならない（役員、ブラジルに10年以上居住する外国人、ブラジル人の配偶者あるいは子を持つ外国人は、ブラジル人とみなして計算される）

### 労働時間・ 賃金

- 労働時間は原則1日8時間、週48時間以内（月間労働時間は220時間）
- 外国人と同じ業務に就くブラジル人に対し、外国人より少額の賃金を支払うことは認められない

（出所）JETRO、外務省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【ご参考】 中南米コスト比較

(単位：USD、給与は月給)

国名	ブラジル	ブラジル	ブラジル	メキシコ	メキシコ	メキシコ	
都市名	サンパウロ	リオデジャネイロ	マナウス	メキシコシティ	ケタロ	モンテレイ	
製造業	ワーカー（一般工職）	634	598	482	638	565	558
	エンジニア（中堅技術者）	3,714	3,492	2,807	1,631	1,619	2,011
	中間管理職（課長クラス）	4,689	4,391	3,514	3,737	4,271	4,975
法定最低賃金	連邦：289/月 州：317/月	連邦：289/月 州：253~646/月	連邦：239.08/月	15/日	15/日	15/日	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給1ヵ月分	基本給1ヵ月分	基本給1ヵ月分	30日程度が平均的	30日程度が平均的	30日程度が平均的	
社会保険負担率 (雇用主負担)	給与額に対する社会 負担率：34.8~ 36.8%	給与額に対する社会 負担率：34.8~ 36.8%	給与額に対する社会 負担率：34.8~ 36.8%	27.54%	27.54%	27.54%	
名目賃金上昇率	7.0% (2022年)	6.0% (2022年)	▲6.0% (2021年)	9.64% (2023年)	10.8% (2023年)	10.8% (2023年)	
国名	アルゼンチン	ウルグアイ	チリ	コロンビア	ペルー	米国	
都市名	ブエノスアイレス	モンテビデオ	サンティアゴ	ボゴタ	リマ	デトロイト	
製造業	ワーカー（一般工職）	379~555	1,372	1,436	647.56~1,175.02	545	3,795
	エンジニア（中堅技術者）	1,665~2,159	2,285	2,733	1,555.71~2,339.58	868	7,424
	中間管理職（課長クラス）	2,035~2,591	3,103	5,934	3,486.61~4,739.34	2,714	9,878
法定最低賃金	192/月	570/月	524/月	340.13/月	275/月	10.10/時	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	月給の1ヵ月分相当	給与の1ヵ月分	(a) 企業の純利益の 30%以上を各労働者の 年収に応じて配分、 または、 (b) 各労働者の年収 の25%（最低月額賃金 の4.75倍が上限）	給与の1ヵ月分	月給2ヵ月分相当	調査対象外	
社会保険負担率 (雇用主負担)	24.0~26.4%	12.63%	4.77~7.27%	30.02%	9.0%	(連邦) 8.25~13.65% (州) 0.06~10.30%	
名目賃金上昇率	147.1% (2023年)	9.1% (2023年)	8.2% (2023年)	16.0% (2023年)	3.8% (2023年)	8.2% (2022年)	

(注1) サンパウロ州、リオデジャネイロ州の法定最低賃金：連邦法定最低賃金が適用されない職業では州ごとの最低賃金が適用される。サンパウロ州の場合、(1) 農林水産業一般労働者、清掃作業員、理容業、マニキュア店、石材加工業、宅配など (2) 医療従事者、農林水産業（管理職）、営業管理職など

(注2) マナウスおよびデトロイトのみ調査実施時期が2022年12月~2023年1月、その他は2023年12月~2024年1月

(出所) JETRO「投資コスト比較」より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

### III. 拠点設立



## 【Ⅲ－1】進出形態比較

- 有限会社もしくは株式会社の形態で進出が一般的であり、特に手続きが簡便な有限会社での進出が多い
  - － ブラジルでは駐在員事務所での進出は原則不可。また、支店の設立も連邦政府の事前認可が必要であり、特別なケースを除き認可されないことから一般的ではない
- ブラジルに居住するブラジル人のほか、帰化した外国人や役員用一時滞在ビザおよび居住許可を取得した外国人が会社設立可能。新設企業の場合、現地の弁護士などを代理人に任命し、会社を設立するケースが多い

### 有限会社設立のポイント

出資者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1名以上の出資者（法個人ともに可）により設立可（※2019年9月の法改正により、最低出資者数が2名→1名へ）</li> <li>・ 出資者は、個人あるいは法人のどちらでもよく、ブラジル国籍か否かは問われない</li> </ul>	
業務執行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務執行者（日本の取締役の役割を担う者）を最低1名選任する必要あり</li> <li>・ ブラジルに居住するブラジル人、または役員用一時滞在ビザを保有する外国人のみ業務執行者になれるため、駐在員が役員用一時滞在ビザを取得し赴任するまでの間は、現地の弁護士や会計士などを業務執行者に委任するケースが多い</li> </ul>	
ビザ取得	駐在員が役員用一時滞在ビザを取得するために、ビザ1人分につき60万レアル相当額以上の投資証明書（ブラジル中央銀行に外国投資登録した証明書）が必要	
	メリット	デメリット
有限会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表は、最低年1回開催される出資者総会で承認されればよく、公告は不要（総資産が2.4億レアル以上、または売上が3億レアル以上の「大規模有限会社」の場合は必要）</li> <li>・ 共同出資者全員が書面で議決する場合、総会開催が免除される</li> <li>・ 経営審議会の常設が不要（任意で設立することも可能）</li> <li>・ 増資、株式譲渡、定款変更、会社清算手続きなどは75%以上の出資者の合意で可能</li> <li>・ 外部の会計監査人は不要（大規模有限会社の場合は必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資者の加入、脱退は、その都度定款を改定し、商業登記所への登録が必要</li> </ul>
株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブラジル証券市場への上場が可能</li> <li>・ 社債の発行が可能</li> <li>・ 出資者の加入、脱退は株式移転台帳への反映があれば、会社定款の改定を必要としない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低2人以上の株主が必要</li> <li>・ 財務諸表の公告が必要</li> <li>・ 株主総会の開催、取締役会、監査役の設置が必要</li> </ul>

（出所）JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【Ⅲ－２】会社設立（有限会社）の設立手続き

- 現地法人設立にあたり書類準備（公証翻訳人によるポルトガル語への翻訳や、在外公館でアポステイーユ公認確認が必要）や必要なライセンスの申請・取得を経て、事業スタートまでに半年から1年以上要する場合もある

### 有限会社設立手続

#### 代理人の任命

- 代理人は、ブラジル居住者や役員用一時滞在ビザおよび居住許可を取得した外国人
- 現地の弁護士を代理人に任命するケースが多い

#### 出資会社の日本における法人登記の証明書類の準備

在日本ブラジル国総領事館における認証、登記簿謄本の公認翻訳人による翻訳要

#### 会社定款の作成

会社定款の主な記載内容：会社商号、所在地、事業目的、出資者・出資比率、業務執行者

#### 定款の登記、法人納税者番号(CNPJ)の取得

- 作成した定款は本社が所在する州商業登記所（Junta Comercial）に登記。定款登記が完了すると国税庁より法人税登録番号（CNPJ）が発行される

#### 資本金、ブラジル中央銀行への登録

資本金をブラジル国外から投資する場合、ブラジル中央銀行への登録も必要。この登録を行わない場合、駐在員の役員用一時滞在ビザの申請、配当金の国外送金や投資引き上げの際の権利が確保されない

#### 外国人（日本人）駐在員の赴任手続き

一時滞在ビザ・居住許可の申請手続きなど

その他に工場の建設・操業等では環境ライセンスの取得、輸入許可・製造許可の取得といった各種手続きが必要になる場合がある

（出所）JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

### 【Ⅲ－3】投資奨励業種・制度①

- ブラジルには以下の投資奨励業種があるが、外資に限定した奨励業種はない。州政府や市単位で投資奨励策を行っているケースもあるが、画一的な基準が存在せず、個社が地方政府と交渉し恩典を引き出すケースが一般的

#### 【投資奨励業種向けの恩典制度①】

恩典	投資対象業種・企業	投資優遇
工業関連自動関税制度 (RECOF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入または国内調達した原材料額の70%以上を工業化し、かつ50%相当額以上を輸出する製造業。マナウス・フリーゾーンで活動する企業は対象外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料を輸入する場合、輸入税 (II)、工業製品税 (IPI)、社会統合基金・公務員厚生年金および社会保険融資負担金 (PIS/COFINS) の納付が1年間、条件を満たした場合には最大5年間留保される</li> </ul>
ドローバック	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出する最終商品の製造加工のために使用、消費する物品 (原材料、部品、包装品等) を輸入または国内調達する企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3種類の計算方法があるが、納税保留方式の場合、輸入税 (II)、工業製品税 (IPI)、輸入に課税される社会保険融資負担金 (COFINS)、輸入に課税される社会統合計画基金 (PIS) が留保される</li> </ul>
ITサービス輸出奨励特別プログラム (REPES)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ITサービスとソフトウェア産業で、年間売上高の50%以上を輸出する企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PIS/COFINSなどが免除される</li> </ul>
技術革新プログラム (グッド法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術革新およびその研究開発に投資を行う企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発向け設備購入に対する工業製品税 (IPI) を50%軽減</li> <li>ブランド使用料の送金に対する源泉所得税 (IRRF) を免除</li> </ul>
半導体産業技術発展支援プログラム (PADIS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>半導体技術、LCD・PDP・LEDディスプレイの関連分野で研究開発投資を行う企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税 (IRPJ)、輸入税 (II)、工業製品税 (IPI)、PIS/COFINS、特別財源負担金 (CIDE) が免除</li> </ul>
インフラ開発奨励特別プログラム (REIDI)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通、港湾、空港、エネルギー、公衆衛生、水利事業等のインフラプロジェクトを行う企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可後5年間にわたり、社会統合基金・公務員厚生年金および社会保険融資負担金 (PIS/COFINS) の支払いが保留される</li> </ul>
石油開発インフラ整備プログラム (REPENEC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラジル北部、北東部、中西部地域の石油・天然ガス開発事業を行う企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業認可後5年間にわたり、輸入税 (II)、工業製品税 (IPI)、PIS/COFINSの支払いが保留される</li> </ul>
航空機産業奨励特別プログラム (RETAERO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空分野の設備・部品を製造する企業や関連サービスを提供する企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業認可後5年間にわたり、工業製品税 (IPI)、PIS/COFINSの支払いが保留される</li> </ul>
輸出業者に対する税金払戻特別プログラム (Reintegra)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業品の輸出業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出奨励策として輸出額の一部を還付。2018年6月1日以降の還付率は0.1%</li> <li>製品に占める輸入部品比率を基準以下にする必要がある</li> </ul>
自動車政策「Rota 2030」	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車メーカー・輸入販売業者、自動車部品メーカーおよび輸送・ロジスティック企業</li> <li>輸入車も恩典対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発投資に対する法人所得税の税額控除、工業製品税 (IPI) の減税、輸入部品に対する輸入税 (II) の免税など</li> </ul>

(出所) JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## 【III - 4】投資奨励業種・制度②

### ■ ブラジルには投資奨励業種のほか、辺境地域開発のための恩典制度がある

#### 【投資奨励業種向けの恩典制度②】

恩典	投資対象業種・企業	投資優遇
情報産業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信機器および半導体の製造メーカー</li> <li>国内での売上高の5%以上（2004年から2029年は4%以上）を研究開発・技術革新に投資し、基礎製造工程基準（PPB）の認可を受けた企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資額に応じ税務クレジットが供与され、そのうち80%は法人所得税（IRPJ）、20%は法人利益に対する社会負担金（CSLL）との相殺が認められる</li> <li>中西部地域、アマゾニア開発監督庁（SUDAM）と北東部開発監督庁（SUDENE）が管轄する北部・北東部地域に所在する企業は他の地域よりも税務クレジットの上限が高い</li> </ul>

#### 【辺境地域開発のための恩典制度】

恩典	投資対象企業	投資優遇
マナウス・フリーゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>アマゾナス州のマナウス・フリーゾーンへの進出企業が対象。製造業だけでなく、漁業・農畜産業、サービス業も恩典制度の対象</li> <li>同フリーゾーンで恩典の対象となる類似製品が既にある場合、当該製品の製造に関して最低限履行すべき既存の基礎製造工程基準（PPB）の取得が必要</li> <li>基礎製造工程基準のない製品の場合、新たな基礎製造工程基準の申請・取得が必要。申請は経済省傘下のマナウス・フリーゾーン監督庁（SUFRAMA）に対して行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入税（II）、商品流通サービス税（ICMS）、PIS/COFINSの減免</li> <li>工業製品税（IPI）の免除</li> <li>なお、同フリーゾーンで恩典を供与され企業活動を行う企業は600社を超え、日系企業では二輪および電気・電子機器メーカーを中心に約30社が進出している</li> </ul>
アマゾン地域・北東部における投資支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>アマゾニア開発監督庁（SUDAM）および北東部開発監督庁（SUDENE）の認可プロジェクトを実施する法人</li> <li>対象州はアクレ、アマパ、アマゾナスといった北部、マラニョン、セアラ、ピアウイといった北東部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税（IRPJ）の軽減、商品流通サービス税（ICMS）の軽減、加速原価償却の適用</li> </ul>
輸出奨励地区（ZPE）	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上の80%以上を輸出する企業が対象。製造業だけでなく、農業や鉱山分野の企業も恩典の対象となる</li> <li>輸出入のフリー・トレードゾーンとしての機能を有し、国内10州の11ヵ所が指定されている（全国に点在）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライセンス取得義務の規制が緩和される</li> <li>輸入税（II）、製品工業税（IPI）、PIS/COFINS、商船更新追加税（AFRMM）の支払いが保留される</li> <li>輸出条件を満たした時点で免税となる</li> </ul>

（出所）JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

## IV.ブラジルみずほ銀行のご案内

## 【IV－1】ブラジルみずほ銀行（Banco Mizuho do Brasil S.A.）の概要

概要	
名称	ブラジルみずほ銀行 〈英文名称〉 Banco Mizuho do Brasil S.A.
拠点所在地	サンパウロ本店（支店なし） Av. Pres. Juscelino Kubitschek, 2.041 - Torre E - 7ºandar, Vila Olímpia, São Paulo - SP - Brasil Zip Code 04543-011
開業日	2013年7月31日
従業員数	約90名（派遣職員7名）
社長	島田 領
資本金・ 発行済株数	資本金：738百万リアル=約201億円（※） （※）1リアル=27.27円（2024年度計画レートで換算） 発行済株数：2,135,229 株（みずほ銀行100%出資）

1911年設立の欧州系外銀を買収して2013年7月末に営業開始

### 沿革

1911年： Banque Italo-Belge S.A.設立  
(イタリア・ベルギー系)

1974年： Banque Europeenne pour L' Amerique Latine  
(BEAL/ベルギー系) による買収

1992年： WestLB (ドイツ系) による買収 (支店化)

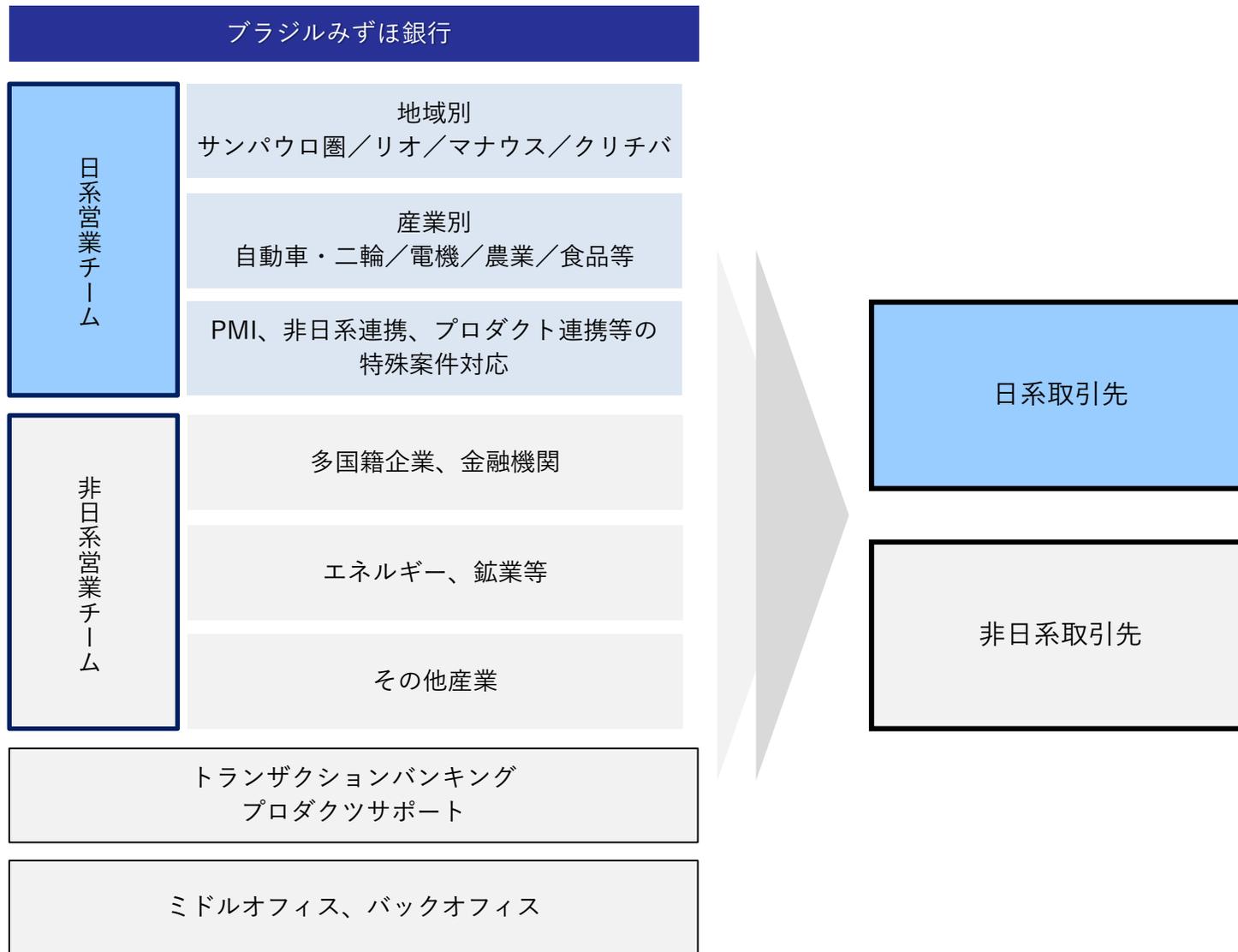
2002年： Banco WestLB do Brasil S.A.へ現地法人化

2004年： ケイマン100%子会社業務開始  
(WestLB do Brasil Cayman Limited)

2012年： みずほコーポレート銀行 (当時) がBanco West  
LB do Brasil (ドイツ系) を買収

2013年： ブラジルみずほ銀行 開業

## 【IV-3】 ブラジルみずほ銀行の営業体制



© 2024 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

**MIZUHO**

